

之心入一統に無御座候に付而、惣十村を頼には難成候。就夫一郡一人宛成共縮りに罷成候ものを、従公儀諸事目あかしに被仰付候様仕度候。左候得ば新川郡嶋尻村刑部・利波郡田中村覺兵衛、中納言様御代より惣十村之縮に被仰付、御扶持被下置候。然共組下をかへ罷在候得ば、惣十村申渡も少慮仕事御座候躰に候間、十村を御差除、惣十村之縮りに仕度候。組下を上候得ば、御用を達候に、手前につきやく仕候間、御代官高御増被仰付候様に仕度候。

一、石川郡福留村間兵衛・河北郡御所村源兵衛・鳳至郡山岸村新四郎、中納言様御代より御扶持人同意に被召使候。今以其通御奉公仕候。殊に去暮御收納方之儀、當春改作并草修理之時分も、餘十村を不見合、ぬき出かけ廻り精を出申候。ケ様之者には御扶持をも被下候様仕度奉存候。左候得者猶以心得能く罷成、御郡之目あかしよく御座候。其上に而彌様子見合、重而組下を御上被成候様可申上候。右之通常々御算用場々相談仕、何茂尤に存旨に付申上候。以上。

八月八日

山本清三郎

松原八郎左衛門
河北彌左衛門
園田佐七
御裏書
前田對馬
今枝民部
奥村因幡
紙面之通可申付之旨被仰出者也。
丑八月十六日

所々野・河原用水致普請候はゞ、新開高出來可仕と奉存候所御座候得共、過分銀子入申儀御座候得ば、若仕そこなひ可申哉とあやぶみ罷在候。入用銀四拾貫目程入候はゞ、二三ヶ年に高五六千石程新開畠直出來可仕かと奉存候間、御普請被仰付御覽可被成候哉。入用少分に而慥新開可成と奉存候所は、當秋より普請申付候。百姓茂望申候。以上。
寛文貳年九月晦日
山本清三郎
園田左七
河北彌左衛門

松原八郎左衛門
紙面之通、新開可成所あやぶみ不申、用水普請可申付候。自然仕そこなひ、入用銀御損被成候而不苦旨御意候。以上。

奥村河内
今枝民部
前田對馬

一、町人・百姓によらず、近き一門に貨物いたし置、其以後貸主手前おとろへ、家にはなれ申首尾御座候はゞ、他人と違ひ、かり物無之候共見つき可申事に候間、左候得ば改作之百姓候共返濟可仕儀奉存候。左様御座候はゞ、かじけ申百姓候共、一門寄合取立可申儀も可有御座候と奉存候事。
一、合力がしに無利當分取替申者返濟可仕事。
一、野道具・所帶道具、分跟應たる買物賣懸返辨仕事。
一、炭・薪・茅草・藁并布さらし賃、前銀返辨仕事。
一、先年之ごとくかし物并高値に賣延御座候而は、百姓先之考なくかり込、開地不情仕、かり物當目にいたし、其年は勝手能様に御座候得共、有にまかせつかひ過、利足を出

申付而次第行つまり、高未進出來仕候。其上是跡かし物御座候時は、下免に候得共走百姓多御座候由、十村共申上候。一、是跡改作に被仰付候時分、百姓に賣延・脇貸御座候而は、御收納縮難成に付、百姓諸かり物公儀より御取替御濟被成候間、向後貨物仕候はゞ、其者之損に可成由に仰觸候。かり不申者は無御座候に付、唯今迄脇がり仕候をかげに而承候而も、かり申儀無用とは不申付候。
右之通御老中へ懸御目候所、双方奥書いたし置、向後此通可仕旨被仰渡に付相極也。
寛文貳年十二月廿四日
長屋七郎左衛門
里見七左衛門
松原八郎左衛門
園田左七
河北彌左衛門
水上喜八郎
山本清三郎

二三 江戸上下送迎之事